

マイナンバー制度施行に伴う 住民票を提出されるとき の注意点 (交通関係の各種申請)

運転免許関係の申請、安全運転管理者等の届出、自動車運転
代行業関係の申請等で住民票を提出するときは、個人番号（マ
イナンバー）が記載されていない住民票で足りしますので、マイ
ナンバーの記載のないものを取得して、提出してください。

万一、マイナンバーが記載されている住民票を御持参された
ときには、窓口でマイナンバー部分を復元できない程度にサイ
ンペン等でマスキングを行っていただくこととなります。

